

コヘラナレン保護増殖事業計画

平成 21 年 3 月 19 日

農林水産省

国土交通省

環 境 省

コヘラナレン保護増殖事業計画

農 林 水 産 省
国 土 交 通 省
環 境 省

第1 事業の目標

コヘラナレンは、小笠原諸島の兄島及び父島にのみ生育するキク科の多年生草本植物である。その生態については十分に把握されていないが、ノヤギによる食害、外来植物の侵入による影響等により減少したものと考えられており、現在では生育個体数が極めて限られている。

本事業は、本種の生育状況等を把握し、その結果等を踏まえて本種の生育に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じて人工繁殖等を実施すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生育地（かつて生育地であった地域を含む。）及び第3の3の人工繁殖等を行う区域

第3 事業の内容

事業の実施に当たっては、本種又は本種の生育地に対する踏みつけ等の影響を与えないよう努めるとともに、小笠原諸島が固有の島しょ生態系を有していることにかんがみ、島外から、外来種若しくは病害虫又はそれらを保持するおそれのある土壌、資材等を持ち込むことがないように留意する。

1 生育状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて、次の調査等を実施する。また、この結果、生育状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する等、本種の保存に資する対策を講ずる。

(1) 生育状況の調査及びモニタリング

既知の生育地において、現在の生育個体数とその増減、開花、結実及び実生の状況、病害虫の発生状況等の生育状況を把握するため

の調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、現在知られていない生育地についても把握に努める。

(2) 生育環境の調査及びモニタリング

生育地及びその周辺における気象、植生、地形、地質等の生育環境を把握するための調査を行い、その変化について定期的なモニタリングを行う。

また、過去から現在までの生育地及びその周辺における植生等の生育環境の変化について、資料等によりその状況を把握する。

(3) 本種の保存に資する生物学的特性の把握

自然環境下における繁殖様式、種子の発芽及び活着、個体群内の遺伝的多様性等、本種の保存に資する生物学的特性を把握する。

(4) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

ノヤギによる食害や外来植物の侵入による被圧等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

2 生育地における生育環境の維持及び改善

本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を踏まえ、必要に応じて、ノヤギの侵入を防止する柵の整備や本種の生育を妨げる外来植物の防除等、生育に適した環境の維持及び改善のための措置を講ずる。

なお、生育環境の維持及び改善のための措置を講ずる際は、そこに生息又は生育する他の野生生物種や生態系に悪影響を与えないよう留意するものとし、実施後は、本種の生育状況及び周辺環境の変化について、定期的なモニタリングを行う。

また、本種の生育地における土地利用及び開発等の実施に際しては、本種の生育に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

3 人工繁殖等の実施

本種の保存は、2の生育地における取組を基本とするが、現在の生育状況が極めて危機的であるため、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を踏まえ、必要性を十分検討した上で、次の取組を実施する。

(1) 人工授粉の実施

本種の野生個体は、種子の不稔率が高い状況が確認されていることから、繁殖成功率を向上させるため、生育地において人工授粉による繁殖等を補完的に実施する。なお、人工授粉により個体を衰弱させるおそれがあることに留意し、生育状況を把握しつつ計画的に実施する。

(2) 生育地における播種の実施

自然繁殖の補完として、株元周辺への人為的な播種を実施する。なお、播種に当たっては自然環境下で生育地に散布される可能性が十分に考えられる種子を用いること等により、野外個体群の遺伝的かく乱を引き起こさないよう十分配慮する。

(3) 人工繁殖の実施

生育状況の急激な悪化等により、生育域内での種の存続が困難となる可能性を考慮し、個体の人工繁殖を計画的に実施する。この場合、生育域外で保存される個体は、可能な限り野生復帰させることが期待されるため、野生復帰させ得る資質を保つような人工繁殖技術の確立を目指す。あわせて、栽培下における生態的知見の収集にも努める。

(4) 野生復帰

(3) で増殖した個体を野生復帰させる。

野生復帰させる地域には、生育域内（かつて生育地であった地域を含む。）の適した環境を選定し、必要に応じて、ノヤギ等による食害を防止する柵の整備や本種の生育を妨げる外来植物の防除を行うこと等により生育環境の保全を図る。

なお、野生復帰は、生育域内の同種個体群や生態系に対し、遺伝的多様性のかく乱や栽培下で感染した病原体及び寄生生物の伝播等の悪影響を及ぼすおそれがあることに十分留意し、野生復帰後の個体の管理を行い、生育状況及び周辺環境の変化についても定期的なモニタリングを行う。この中で何らかの問題が確認された場合には、直ちに事業の中止や見直し等の措置を採ることとし、適切な野生復帰の方法を再検討する。

4 生育地における盗掘等の防止

盗掘、生育地への不用意な立入り等を防止するため、生育地及びその周辺において監視を行う。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働き掛けるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。